

災害に備えて防災備蓄品の整備

防災ワンポイントコーナー

(一社)北海道L Pガス協会釧路支部弟子屈分会(上村保範分会長)から「ガス炊飯器(5.5升炊き)」と「ガス赤外線ストーブ」各1機が寄贈され、その寄贈式が10月3日、町役場で行われました。

町では、災害に備えて防災機材や飲食料などの備蓄を進めていますが、同協会とは平成22年11月に、被災場所でのL Pガスの応急復旧や設備工事を行うなどの「災害発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定」を締結し、同24年12月から同30年11月までに、カセットガスストーブ100台、ハイカロリーコンロ5台、ポータブルガス発電機4機の寄贈をいただいています。

大地震や火山噴火時には、数千人の避難者が発生し、炊出し拠点である給食センターだけでは供給が不足することも考えられ、各地域拠点においても炊出しが必要となります。そのような時には、関係団体のご支援を受けながら炊出しを行うこととなります。

今回の寄贈にあたっては、大災害が発生した時に、町としても自ら炊き出しする手段を確保する必要があることから、L Pガス協会様からの提案もあり、大型ガス炊飯器の寄贈をいただくことになりました。また、昨年のブラックアウトの時のように、広域で長時間停電となった時には、電気がなくても使用できる暖房が必要になることから、A C100 V電源を必要とせず、電池により着火するタイプのガスストーブを寄贈していただきました。

寄贈を受けて、徳永町長は「毎年、防災機材の寄附をいただき感謝いたします。災害時はもとより防災訓練などでも有効に活用させていただきます」と感謝の言葉を述べました。

同協会の上村会長は、「このように、毎年寄贈できるのは、町民の皆さんからのご支援があってこそのもです。この度寄贈したガス炊飯器は、今後行われる弟子屈町防災訓練での炊出しでも有効に活用していただければ幸いです」と述べられました。

なお、10月18日に行われた弟子屈町総合防災訓練では、このガス炊飯器でお湯を沸かして、キッチン用ビニール袋にホットケーキミックスと牛乳を入れて蒸しパンを調理し、防災訓練に参加した住民の方に振舞ったところ、おいしくできたといへん好評でした。



寄贈品を前に上村会長(左から2人目)

問い合わせ先/役場総務課防災情報係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)

ご利用ください 空き家バンク・人財バンク

町で実施している「空き家バンク制度」「人財バンク制度」を紹介しています。

10月17日現在「空き家バンク」で募集している空き家物件は11件(売買11件)。今月は「登録番号53物件」を紹介します。

「人財バンク」に登録されているのは、個人登録8人、団体登録8団体。今月は、個人登録番号6 小林由紀子さんを紹介します。

それぞれの詳しい内容は、町公式ウェブサイトに掲載されています。ご覧いただき、ぜひ、ご活用ください。

▶ 空き家バンクホームページ

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/sumai_seikatsu/1/1658.html

▶ 人財バンクホームページ

https://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi/soshikiichiran/kyoikuiinkai_shakaikyoikuka/jinzaibank/997.html

空き家バンク  人財バンク 

- ▶ 場所/字熊牛原野 8 番地39
- ▶ 建物/木造平屋建て 1LDK
- ▶ 建築年/2007年 (平成19年)
- ▶ 価格/1,100万円



空き家バンク 登録番号53

- ▶ 氏名/小林 由紀子 さん
- ▶ 分野/言語分野 英語のアドバイザーなど
- ▶ P R / 旅行会社や外資系企業、外国人向け観光客案内所などでの勤務経験があり、英語によるコミュニケーション、観光案内などの英会話に関するお手伝いができますので、お気軽にご連絡ください。



人財バンク 個人登録番号6

問い合わせ先/ 空き家バンク/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)
人財バンク/教育委員会社会教育課社会教育係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 8 (課直通)

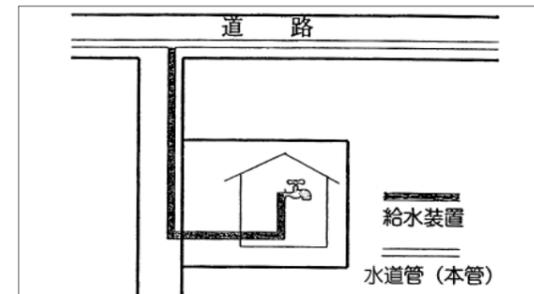
冬を 迎える 前に...



水道本管以外の修理は各戸負担となります

今年も冬将軍が近づいて来ています。冬場に長期間留守にしたり、外気温が氷点下になったりすると、水道が凍結しやすくなります。屋外や北側で日が当たらない場所、風当たりが強いところ、むき出しになっている水道管などは、特に凍結に注意が必要となります。

例年、漏水や凍結が発生すると問い合わせがありますが、町が敷設した水道管(本管)から各家庭や事業所までの間(給水装置)で漏水や修繕が発生した場合は、各戸の負担となります。



水道工事は町指定の「指定給水装置工事事業者」で行ってください

ごく簡単な修理(例・パッキンの取り換え)など、給水装置の末端に設置されている部品の取り換え以外の水道の給水工事については「水道法」の規定により町長が指定した「指定給水装置工事事業者」以外ではできないことになっています。

町で指定している給水工事が実施できる事業者は右の表のとおりですので、ご確認ください。

町では、水道料金算定のための検針時に、前月と比較して概ね2倍以上の使用水量があった場合、漏水調査に伺っています。調査により漏水の発生があった場合は、1カ月以内に漏水の修理を行っていただきます。本管から給水装置(蛇口まで)の間で、破損などによる漏水が発生した場合、1カ月以内に修理を行わないときは、漏水による水道料金も含めてお支払いをしていただくこととなります。

なお、修理期限についてですが、冬期間に家の外で漏水が発生し、地面の凍結などで工事ができない場合は、水道課から修理をしていただく期限をお知らせしますので、期限内に修理を行ってください。

また、各家庭などにおいて漏水を発見し、修理を水道業者に依頼された場合には、役場水道課にも必ず、ご連絡をお願いします。

弟子屈町指定給水装置工事事業者

指定店名	住 所	電話番号
【町内事業者】		
(有)鎌田水道工務店	高栄3-1-6	482-2140
(株)協和建設	高栄1-2-2	482-2369
(有)服部水道工務店	摩周1-2-1	482-1066
鋼管建設工業(株)	美里4-1-20	482-4217
(株)近藤建設	鈴蘭2-1-11	482-1060
(株)大栄電業	泉4-10-3	482-2677
明盛建設(株)弟子屈営業所	桜丘3-1-6	482-1477

【町外事業者】		
東陽設備(有)	大空町東藻琴392-14	0152-662753
大倉工業(株)	釧路市光陽町6-6	0154-245176
(株)共立	釧路市松浦町11-3	0154-220808
総合設備(株)	釧路市入江町7-27	0154-253116
太平洋設備(株)	釧路市春採5-16-17	0154-463474
後藤工務店(有)	釧路町若葉5-26	0154-362325
第一水道工業(株)	釧路市入江町8-5	0154-233414
(株)竹崎工業	別海町西春別駅前錦町200	0153-772144
協和建設工業(株)	別海町別海旭町131	0153-752240
(有)釧路設備工業	釧路市愛国西1-10-8	0154-373178
(株)ホームクリニックオオサキ	釧路市若松町16-16	0154-310039
(有)細谷設備	中標津町計根別本通東5-20-1	0153-782626
(株)ナカセツ	中標津町桜ヶ丘3-17	0153-779442
(株)クラシアン釧路営業所	釧路市川上町6-2	0120-511-511
(株)田中設備工業	帯広市西10条南28-26	0155-666565

問い合わせ先/役場水道課
☎ 4 8 2 - 2 9 4 2 (課直通)